

高知工業高等専門学校図書館文献複写規程

制 定 昭和50年 9月 4日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校図書館が受託する文献複写（学内校費移算による文献複写を除く。）は、国立大学法人等図書館の文献複写について（平成14年4月1日文部科学省研究振興局及び大臣官房会計課長通知）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(受託の要件)

第2条 前条の文献複写は、教育または研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

(申込手続)

第3条 文献複写を依頼しようとする者はあらかじめ別紙様式による申込書を校長に提出し、その承認を得なければならない。

(文献複写料金等)

第4条 前条の承認を得た者は、別表の文献複写料金表に定める文献複写料金を前納しなければならない。ただし、文献複写料金の徴収猶予の対象となる機関の場合は、料金を徴収猶予することができる。

- 2 文献複写料金の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。
- 3 既納の文献複写料は、いかなる理由があっても還付しない。

附 則

この規程は、昭和50年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月21日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和58年1月14日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成元年3月27日から施行し、平成元年1月8日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則

この規程は、平成元年6月13日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表

文献複写料金表

複写方法	単 位	料 金	
		学内者 の場合	学外者 の場合
電子複写	A3版 1枚につき (A3版以下を含む。)	20円	35円

2 送料実費

備考1 「学内者の場合」とは、高知工業高等専門学校の職員または学生から私費支弁により文献複写を受託する場合とする。

2 「学外者の場合」とは、学内者以外の者から文献複写の申込みを受託する場合をいう。

別紙様式

文 献 複 写 申 込 書

※受託番号					※債権金額		円		
申 込 者	所属機関 ・職名		電話		※ 複 写 料 金 計 算 書				
	住 所		電話		複写区分	用紙規格	枚 数	単 価	金 額 円
	氏 名								
複 写 文 献									
著 者 名									
書 名									
年 卷 号					計				円
論題名 および 撮影ページ					支 払 方 法	学 内 国費・私費 (.) 学 外			
使用目的					※受託年月日				
上記の通り申し込みます。					※債権発生年月日				
平成 年 月 日					※料金領収年月日				
申込者名					※引渡年月日				
高知工業高等専門学校長 殿					備考				

注意 1 ※印の欄は申込者で記入しないこと。

2 文献複写により生ずる著作権の問題については、すべて依頼者において責任を負うものとする。